

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム ゆのきがわ

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人博愛会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム ゆのきがわ の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の基本方針)

第 2 条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する。
- 5 指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：特別養護老人ホーム ゆのきがわ
- (2) 所在地：岐阜県不破郡垂井町宮代 1155 番地 2

(利用定員)

第 4 条 施設の利用定員は 80 名とする（ユニット数は 8 ユニット、各ユニットの定員は 10 名）。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び員数)

第5条 施設に次の職員を置く。

| | |
|---------------|----------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 30名以上 |
| (4) 看護職員 | 4名以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (6) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (7) 医師 | 1名 (非常勤) |
| (8) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 調理員・栄養士 | 外注委託 |

2 前項に定める者その他必要がある場合は、職員をおくことができる。

3 前1項の人員は施設全体の人員を記す。

(職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。

(2) 生活相談員

利用者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(3) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(4) 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(6) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(7) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(8) 管理栄養士及び栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(9) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(勤務体制の確保)

第7条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう職員の体制を定める。

(1) 利用者に対するサービスの提供は、施設の職員によって行う。

(2) 職員の資質向上のための研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修を採用後 12 か月以内に実施する。

(3) 適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(会議)

第 8 条 施設の円滑な運営を図るため、別に定める会議運営細則により諸会議を開く。

第 3 章 利用者に対する施設サービスの内容及び利用料

第 9 条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は、ユニット型施設サービス費として、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）1 日当たり 2,100 円の支払いを利用者から受けることができる。
- 4 施設は、食事の提供を行うことに伴い、必要となる費用（食材料費+調理相当分、以下「食費」という。）1 日当たり 1,800 円（朝食 390 円、昼食 710 円、夕食 700 円）の支払を利用者から受けることができる。
- 5 施設は、前 3 項及び 4 項の居住費、食費に関して低所得者に対する軽減措置として「負担限度額」を設定して、介護保険から一定の補足給付を受けることができる。負担限度額は、保険者（各市町村）が発行する介護保険負担限度額認定証による。
- 6 居住費及び食費の額については、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得る。

(1) 居住費及び食費の額を変更する場合は、前号と同様の扱いとする。
また、変更する 1 か月前までに利用者に説明し同意を得る。

7 施設は、前 1 項、前 3 項及び前 4 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 理美容代金。

(2) 自室で使用されるテレビ等家電製品は、1 日当たり 50 円の電気代。
介護上必要とされる福祉用具類（ケアプラン等にも記載されているもの）は、除く。

(3) コピー代金。10 円／枚

(4) 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担していただくことが適當と認められるもの。

(5) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第 10 条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第 4 章 運営に関する事項

（入退所）

第 11 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合や、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、利用申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当っては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等

の職員の間で協議し、定期的に検討する。

- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(利用に当っての留意事項)

第12条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第14条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉サービスの提供に努める。

(要介護認定に係る援助)

第15条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第16条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

- 2 指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサー

ビス内容等を記録する。

(保険給付のための証明書の交付)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成・交付)

第18条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成・交付し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(栄養ケア計画の作成)

第19条 施設は、常勤の管理栄養士及び栄養士を配置し、医師、管理栄養士及び栄養士等が多職種協同して利用者ごとに栄養状態を適切にアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画作成し、利用者に説明し同意を得る。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第20条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従業者はサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやす

いように説明を行う。

- 4 施設はサービス提供に当っては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第21条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者的心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者に入浴又は、清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に隨時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、1ユニットあたり、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時30分から
- (2) 昼食 午前12時から
- (3) 間食 午後 3時から
- (4) 夕食 午後 6時から

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第23条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第24条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

(機能訓練)

第25条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第26条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関(病院及び診療所)を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第27条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増悪させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第29条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主

治の医師またはあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡・通報を行うとともに必要な措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第31条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

（業務継続計画の策定等）

第32条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

第33条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第34条 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供する利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
 - (1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を整備する委員会等を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を計る。
 - (2) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設は、職員に対して感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（認知症介護に係る基礎的な研修）

第35条 施設は、総ての介護福祉施設サービス従業者（介護士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に定める者などの資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講する。

（重要事項の掲示）

第36条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

- 2 施設は、前項の重要な事項について、原則として施設のホームページに掲載する等、周知に努める。

(秘密保持等)

第37条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

3 施設が保有する利用者等の個人情報は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、適正かつ適切に取り扱う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(身体拘束等を行う際の手続)

第39条 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を開催し拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。

2 身体拘束を選択した場合は、その内容・目的・理由・拘束時間帯・期間等について、家族に対し説明し同意を得た上で実施する。

3 身体拘束実施時の利用者の様子・心身の状況等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除する。

4 施設は、職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重してケアの励行を図り、必要な教育を定期的に実施する。

(苦情・ハラスメント処理)

第40条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者又は、そのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書やその他の物件の提出もしくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つ

て必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第41条 施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をはかる
- (2) 虐待防止のための指針の整備をする
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修会の実施をする
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を設置する
- (5) その他、虐待防止のために必要な措置を講ずる

2 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報し、保険者が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(地域等との連携)

第42条 施設は、運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(協力医療機関等)

第43条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定める。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届ける。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平

成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。
- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努める。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第44条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第45条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日の属する月の翌々月の末日から起算して5年間保存する。

(法令との関係)

第46条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年 7月31日から施行する。

平成17年10月 1日 改訂
平成18年 1月10日 改訂
平成21年10月 1日 改訂
平成25年 7月25日 改訂 県の基準条例の施行により
平成27年 8月 1日 改訂 介護保険制度改定により
平成27年10月 1日 改訂

| | | | | |
|---------|----------|-----|----|-------------|
| 平成 28 年 | 4 月 | 1 日 | 改訂 | 組織変更により |
| 平成 28 年 | 6 月 | 1 日 | 改訂 | 組織変更により |
| 平成 30 年 | 4 月 | 1 日 | 改訂 | 組織変更により |
| 平成 31 年 | 2 月 15 日 | | 改訂 | 第 8 条を改訂する |
| 令和 4 年 | 3 月 31 日 | | 改訂 | 介護保険制度改定により |
| 令和 6 年 | 3 月 31 日 | | 改訂 | 介護保険制度改定により |
| 令和 7 年 | 4 月 | 1 日 | 改訂 | 食費の価格改定により |